

補助制度の目的

地域の医療提供体制の確保に向けて
病院が行う訪問歯科診療等を実施するために必要な
機器等の整備に要する経費を支援します



補助制度の概要

補助事業者	病院の開設者で、下記の要件を全て満たす者 ①所在地が新潟県内であること ②歯科、歯科口腔外科、小児歯科及び矯正歯科のうち、 一つ以上を標榜していること ③訪問歯科診療を実施している、又は新たに実施する予定があること ④地域の歯科診療所と連携体制を構築している、又は新たに構築すること ⑤地域の歯科診療所の後方支援を行うこと ※診療所は補助対象外です
対象経費	訪問歯科診療を実施するために必要な 診療機器等に係る備品購入費（ただし消費税は除く） （例） ポータブル歯科ユニット、ポータブル歯科X線装置、 ポータブル耳鼻咽喉ファイバースコープ、 デジタル口腔撮影カメラ、コードレスコントラハンドピース 等 ※老朽化に伴う単なる更新に係るもの、汎用情報機器、車両及びその付属品は除きます
基準額	363万8千円
補助率	3分の2（最大で242万5千円補助）
下限額	10万円 ※1品当たりの額が下限額に満たない機器は補助対象外です



令和8年度補助金の申請について

申請先	新潟県福祉保健部健康づくり支援課あてメールでご提出ください <u>ngt040240@pref.niigata.lg.jp</u>
申請期限	令和8年11月30日(月)

詳細は県ホームページをご覧ください

